

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (施設運営指導課)	27
告 示	
○水資源保全地域の指定…………… (土地水対策課)	27
○水資源保全地域の指定の一部改正…………… (土地水対策課)	28
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定… (循環型社会推進課)	30
○家畜伝染病検査の命令…………… (畜産振興課)	30
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	30
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	31
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	31
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	31
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	32
○都市計画の変更の決定…………… (都市計画課)	33
○都市計画事業の事業計画の変更の認可…………… (都市環境課)	33
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ……………	34
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (4件) ……………	34
道公安委員会規則	
○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………	36

規 則

北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第12号

北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第1号の改正規定中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める部分は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第186号

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第1項及び第4項の規定により、次のとおり水資源保全地域を指定することとし、各水資源保全地域に係る指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定め、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定番号 第164号
- (2) 名 称 美深町辺溪地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 中川郡美深町字辺溪392番1、395番1、401番1、405番、408番、506番、507番、508番1、509番、510番1、513番、道有林上川北部管理区内75林班、76林班、77林班、78林班、79林班、80林班及びペンケ10号川の一部（美深町辺溪地区水資源保全地域区域図に示すとおり）
- (4) 地域別指針 次のとおり
- 2(1) 指定番号 第165号
- (2) 名 称 美深町報徳地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 中川郡美深町字報徳237番1、338番、339番、340番、343番、344番、346番、348番、道有林上川北部管理区内243林班、244林班、245林班、オテレコッペ川の一部及び美深沢川（美深町報徳地区水資源保全地域区域図に示すとおり）
- (4) 地域別指針 次のとおり
- 3(1) 指定番号 第166号
- (2) 名 称 帯広市川西地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 帯広市八千代町1番地1、23番地2、23番地4、25番地1から26まで、26番地1から9まで、26番地11から22まで、27番地1から31まで、28番地1から10まで、267番地、268番地、拓成町1番地1から3まで、2番地1から5まで、3番地1から5まで、4番地1から4まで、5番地1から3まで、6番地、7番地1から4まで、8番地1から7まで、9番地、10番地、11番地、12番地1から2まで、13番地、14番地、14番地2から4まで、15番地、16番地、16番地2、17番地1から11まで、18番地1から7まで、19番地、19番地2、20番地1から11まで、21番地1から2まで、21番地4から6まで、22番地、23番地、24番地、25番地1から2まで、25番地4、25番地6から7まで、26番地1、26番地3、27番地、28番地1から4まで、29番地1、29番地3から5まで、30番地1から7まで、31番地1から5まで、32番地1から4まで、33番地1から4まで、34番地1から5まで、35番地1から3まで、36番地1から6まで、37番地1から2まで、38番地、38番地2、39番地、40番地1から2まで、41番地1から3まで、42番地、42番地2、43番地1から2まで、44番地1から2まで、45番地、45番地2、46番地、46番地2から4まで、47番地1から8まで、48番地1から4まで、49番地、49番地2、50番地、51番地、52番地、52番地2、53番地、53番地2、54番地1から3まで、55番地1から5まで、56番地、56番地2、57番地1から2まで、58番地、59番地1から2まで、60番地1から2まで、61番地、62番地1から2まで、150番地1から2まで、150番地5から18まで、151番地1、151番地4から5まで、152番地1から2まで、153番地1から8まで、153番地10から15まで、154番地1、154番地3、154番地5から6まで、155番地1から45まで、156番地1から27まで、157番地1から6まで、157番地9から12まで、158番地1から8まで、159番地1から8まで、160番地1から6まで、160番地9から12まで、161番地1から5まで、164番地及び165番地（帯広市川西地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

4(1) 指定番号 第167号

(2) 名称 帯広市岩内地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 帯広市岩内町136番地、岩内町2線74番地2、76番地1、76番地3、77番地、78番地1から8まで、79番地、80番地1から5まで、83番地、84番地1から6まで、89番地1から4まで、90番地1から8まで、92番地、岩内町3線72番地、73番地1から13まで、74番地1、74番地6、74番地9、74番地11、74番地13から14まで、75番地4から5まで、75番地

10、75番地12、78番地2、78番地10、80番地2、80番地7、80番地10、80番地12、82番地5、82番地7、84番地2、84番地7、84番地11から12まで、84番地15から16まで、84番地18から20まで、86番地3、86番地5、86番地8から10まで、86番地13から15まで、88番地2、88番地4、90番地7、92番地8、岩内町4線83番地1から11まで、85番地1から4まで、86番地1から3まで、86番地6から10まで、86番地12及び帯広市65林班14小班（帯広市岩内地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

5(1) 指定番号 第168号

(2) 名称 厚岸町トライベツ地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 厚岸郡厚岸町トライベツ166番地、242番地、243番地、245番地、246番地、453番地、454番地、455番地、456番地、457番地、458番地、459番地、460番地、461番地、462番地、463番地、464番地、465番地、466番地、467番地、468番地、469番地、471番地、472番地、473番地、474番地、475番地、476番地、480番地、481番地、482番地、483番地、484番地、485番地、490番地、497番地、498番地、499番地、500番地及び530番地（厚岸町トライベツ地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

（各水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部政策局土地水対策課及び関係総合振興局地域政策部地域政策課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第187号

平成25年北海道告示第164号（水資源保全地域の指定）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

3の事項を次のように改める。

3(1) 指定番号 第56号

(2) 名称 小樽市朝里地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 小樽市新光町481番地、朝里川温泉1丁目419番地2、420番地16、420番地18、420番地20、420番地23、463番地2から3まで、463番地5から27まで、463番地32、493番地、494番地、495番地、496番地、497番地、498番地1、498番地3、498番地5から7まで、498番地9から11まで、498番地13から15まで、498番地17から18まで、499番地2、499番地6か

ら7まで、499番地9から13まで、499番地18から19まで、499番地40から41まで、500番地6から7まで、501番地、502番地1から41まで、503番地1から6まで、504番地2、504番地7から9まで、504番地12、504番地16、505番地1から6まで、509番地1から2まで、509番地4、509番地8、509番地10、509番地12から15まで、518番地1、524番地1から2まで、528番地1から2まで、538番地1、541番地1から4まで、542番地1から3まで、543番地1、544番地1から6まで、545番地1、545番地3から19まで、546番地1から54まで、737番地1から3まで、738番地1から3まで、739番地、740番地1から2まで、741番地1から2まで、742番地、743番地1から2まで、744番地1から2まで、745番地1から5まで、746番地、747番地1から2まで、748番地1から2まで、749番地1から4まで、750番地1から2まで、751番地1から5まで、752番地1から3まで、757番地、790番地、793番地、809番地、810番地、817番地、818番地、830番地、831番地、835番地、839番地、850番地、851番地、852番地、853番地、854番地、朝里川温泉2丁目548番地、549番地1から4まで、550番地1、550番地3から5まで、551番地1から3まで、551番地6から13まで、552番地1から2まで、553番地、554番地1から3まで、555番地1から3まで、556番地、557番地1から2まで、558番地1から2まで、559番地1から3まで、560番地1から3まで、561番地1から4まで、562番地1から3まで、564番地1、564番地7から12まで、565番地、566番地、567番地、568番地、569番地1、569番地3、571番地1、571番地3、572番地1から2まで、573番地、574番地1、574番地4から5まで、575番地1、575番地5、578番地4、580番地1、580番地11から18まで、580番地20、580番地26から31まで、580番地33から35まで、580番地37、580番地40から44まで、580番地46から50まで、581番地、582番地、583番地、584番地1から2まで、584番地4、585番地1、585番地11、585番地13、593番地1から2まで、593番地4から6まで、594番地1、594番地3、595番地1、595番地4から5まで、596番地1から2まで、597番地、598番地、599番地、600番地、601番地、602番地、603番地、604番地、605番地、606番地、607番地、608番地、609番地、610番地、611番地、612番地、613番地、614番地、615番地、616番地、618番地、619番地、620番地、621番地、622番地、623番地、624番地、625番地、626番地、627番地、628番地、629番地、630番地、631番地、632番地、633番地、634番地、635番地、636番地、637番地、638番地、639番地、640番地、641番地、642番地、643番地、

644番地、645番地、646番地、647番地、648番地1、648番地4、649番地1、650番地、651番地、652番地、653番地、654番地1から2まで、655番地7、655番地9、656番地21から22まで、656番地41から43まで、656番地63から64まで、656番地82から84まで、656番地102から105まで、656番地122から125まで、656番地142から146まで、656番地162から167まで、656番地182から187まで、656番地201から206まで、656番地218、656番地250、656番地282、656番地305から306まで、657番地2、659番地2、761番地、762番地、765番地、766番地、767番地、768番地、775番地、776番地、777番地、778番地1から2まで、779番地、781番地、春香町38番地2及び河川用地朝里川9173-10（支流含む。）（小樽市朝里地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

27の事項を次のように改める。

27(1) 指定番号 第80号

(2) 名称 厚真町上厚真地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 勇払郡厚真町字厚和56番地1、56番地3から7まで、57番地1から2まで、58番地1から2まで、59番地3、61番地1から2まで、61番地6、62番地1、63番地1、63番地3から4まで、64番地、66番地1、72番地1、72番地8から9まで、72番地11から12まで、75番地1、316番地及び317番地（厚真町上厚真地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

45の事項を次のように改める。

45(1) 指定番号 第98号

(2) 名称 増毛町暑寒沢地区水資源保全地域

(3) 指定の区域 増毛郡増毛町暑寒沢463番地1、463番地5から11まで、464番地1、464番地16、464番地18から22まで、475番地1から3まで、475番地10、481番地1から3まで、481番地5、481番7、482番地1、540番地2、541番地1、542番地、547番地1、548番地1から2まで、548番地6、549番地、552番地、566番地、572番地、573番地1、593番地、594番地、595番地、596番地、604番地1、605番地、610番地1から3まで、643番地1から2まで、683番地1から2まで、684番地1から2まで、687番地1から2まで、688番地、727番地1から2まで、728番地1、729番地1、729番地3から4まで、730番地1から2まで、730番地6から7まで、741番地1から4まで、742番地1から6まで、743番地1から9まで、744番地1から3まで、745番地1から4まで、746番地、747番地、

764番地1、764番地3から4まで、793番地1、794番地、805番地1から2まで、806番地、807番地、808番地1から28まで、809番地1から3まで、811番地1から11まで、812番地1から3まで、814番地1から3まで、873番地、874番地1、877番地、888番地、889番地6、924番地1から2まで、925番地、926番地、927番地、968番地1、968番地6から7まで、969番地1、969番地7から8まで、969番地15から17まで、970番地1、970番地3から8まで、972番地1、972番地3から14まで、1264番地1、1265番地1、1265番地3、1266番地、1267番地1、1275番地1から4まで、1798番地、道有林留萌管理区内1林班、13林班、14林班、20林班、21林班、22林班、23林班、24林班、25林班、26林班、27林班、28林班、29林班、30林班、31林班、32林班、33林班、34林班、35林班、36林班、37林班、38林班、39林班、40林班、41林班、42林班、43林班、44林班、45林班、46林班、47林班、48林班、49林班及び暑寒別川河川区域の一部（増毛町暑寒沢地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

北海道告示第188号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成27年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定番号 第341号
- (2) 指定の区域 標津郡中標津町共立3番21、22（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号
- 2(1) 指定番号 第342号
- (2) 指定の区域 標津郡中標津町東当幌12番3、16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課及び根室振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第189号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該

馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成27年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 実施の目的
馬伝染性貧血の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 広 島 市 平成27年3月23日から同月31日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬。ただし、生後180日未満のものを除く。
- 4 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第190号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成27年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 野付郡別海町奥行8の14（次の図に示す部分に限る。）、8の12、8の13
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
奥行8の14（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第191号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成27年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 赤平市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林 赤平市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
赤平市（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 倶多楽湖公園線	登別市中登別町219番54地先（河川敷地）から 同市登別温泉町後志森林計画区2386林班に小班地先まで	平成27. 3.27

北海道告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年3月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
自動車学校の沢川（Ⅰ-05-0270）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
文珠寺の沢川（Ⅰ-05-0710）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
適沢川1の沢川（Ⅱ-03-0370）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩市浜益区浜益（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
竜神川支流（Ⅰ-03-0490）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

石狩市浜益区川下（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
竜神川（Ⅰ-03-0500）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩市浜益区川下（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
千両堀川（Ⅱ-03-0510）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
石狩市浜益区川下、柏木（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年3月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
文珠右2の沢川（Ⅰ-05-0260）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市字文珠（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
中村寺の沢川（Ⅰ-05-0300）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

歌志内市字中村（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
歌志内中村1（Ⅰ-0-377-377）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
歌志内市字中村（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浜益床丹1（Ⅰ-0-294-294）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
石狩市浜益区床丹（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浜益床丹2（Ⅰ-0-295-295）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
石狩市浜益区床丹（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浜益床丹3（Ⅱ-0-214-214）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
石狩市浜益区床丹（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
吉田沢川（I-03-0330）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
石狩市浜益区床丹（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
キネンヒ右の沢川（I-03-0470）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
石狩市浜益区川下（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
キネンヒの沢川（I-03-0480）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
石狩市浜益区川下（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦
覧に供する。）

北海道告示第195号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり
変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧
に供する。

平成27年3月17日

1 札幌圏都市計画区域区分に係る事項

- (1) 都市計画の種類 区域区分
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
 - ア 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域
小樽市銭函5丁目の一部
 - イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
なし
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

2 札幌圏都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
 - ア 名称 石狩湾新港地域公共下水道
 - イ 位置 排水区域に編入する土地の区域
小樽市銭函5丁目の一部
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 弟子屈都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種別	名称	起	終	主な経過地
幹線街路	3・3・1号 日の出通	弟子屈町字弟子屈22番地	弟子屈町字弟子屈7番地	弟子屈町字弟子屈265番地
同	3・4・2号 駅前通	弟子屈町朝日1丁目	弟子屈町鈴蘭4丁目	弟子屈町中央2丁目
同	3・4・3号 阿寒下鑑別通	弟子屈町字弟子屈	弟子屈町字鑑別	弟子屈町字弟子屈
同	3・4・4号 栄橋通	弟子屈町朝日3丁目	弟子屈町中央1丁目	弟子屈町朝日1丁目
同	3・3・5号 鑑別通	弟子屈町桜丘3丁目	弟子屈町美里4丁目	弟子屈町高栄3丁目
同	3・2・6号 湯の島通	弟子屈町字鑑別	弟子屈町字弟子屈原野	弟子屈町字弟子屈原野
同	3・4・7号 弟子屈通	弟子屈町字鑑別	弟子屈町字弟子屈原野	弟子屈町字弟子屈原野
同	3・4・8号 下鑑別通	弟子屈町字鑑別124番地	弟子屈町字鑑別52-10番地	弟子屈町字鑑別
同	3・4・9号 中学校通	弟子屈町字弟子屈	弟子屈町字鑑別原野	弟子屈町字弟子屈

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事
業の事業計画の変更を認可した。

平成27年3月17日

<p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>1 施行者の名称 札幌市</p> <p>2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（8・6・3号西2丁目地下歩道）</p> <p>3 事業施行期間 平成26年4月1日から平成30年3月31日まで</p> <p>4 事業地（取用の部分） 平成26年北海道告示第253号の事業地のうち中央区北1条西1丁目及び西2丁目地内において事業地を変更する。</p>	<p style="text-align: right;">北海道渡島総合振興局長 宮内 孝</p> <p>1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量 (1) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式 (2) 調達台数及び調達予定数量</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 函館建設管理部事業課</td> <td>1台及び1月当たり2,100枚</td> </tr> <tr> <td>イ 函館建設管理部松前出張所</td> <td>1台及び1月当たり1,000枚</td> </tr> <tr> <td>ウ 函館建設管理部松前出張所知内事業所</td> <td>1台及び1月当たり1,900枚</td> </tr> <tr> <td>エ 函館建設管理部今金出張所</td> <td>1台及び1月当たり3,700枚</td> </tr> </table> <p>2 落札を決定した日 平成27年3月3日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社函館ジムキサービス (2) 住所 函館市石川町64番地1</p> <p>4 落札金額 基本料金 0円 複写料金 3.4円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成27年2月6日付け北海道渡島総合振興局告示第2号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号</p>	ア 函館建設管理部事業課	1台及び1月当たり2,100枚	イ 函館建設管理部松前出張所	1台及び1月当たり1,000枚	ウ 函館建設管理部松前出張所知内事業所	1台及び1月当たり1,900枚	エ 函館建設管理部今金出張所	1台及び1月当たり3,700枚
ア 函館建設管理部事業課	1台及び1月当たり2,100枚								
イ 函館建設管理部松前出張所	1台及び1月当たり1,000枚								
ウ 函館建設管理部松前出張所知内事業所	1台及び1月当たり1,900枚								
エ 函館建設管理部今金出張所	1台及び1月当たり3,700枚								
<p>総合振興局告示及び振興局告示</p>									
<p>北海道渡島総合振興局告示第41号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年3月17日</p> <p style="text-align: right;">北海道渡島総合振興局長 宮内 孝</p> <p>1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 乗用自動車の賃貸借 1台分 一式</p> <p>2 落札を決定した日 平成27年3月3日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 函館日産自動車販売株式会社 (2) 住所 函館市石川町60番地</p> <p>4 落札金額 22,400円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成27年2月6日付け北海道渡島総合振興局告示第5号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道渡島総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号</p>	<p style="text-align: center;">道教育庁教育局告示</p> <p>北海道石狩教育局告示第34号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年3月17日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁石狩教育局長 村上 明寛</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 箱椅子ほか75件 一式</p> <p>2 落札を決定した日 平成27年1月9日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p>								
<p>北海道渡島総合振興局告示第42号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年3月17日</p>									

- (1) 氏名 株式会社エムケ中田商会
(2) 住所 札幌市東区北12条東1丁目2-3
- 4 落札金額
21,006,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年11月28日付け北海道石狩教育庁告示第157号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道石狩教育局告示第35号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年3月17日

北海道教育庁石狩教育局長 村上明寛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
閲覧テーブルほか3件 一式
- 2 落札を決定した日
平成27年1月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社山幸
(2) 住所 札幌市豊平区美園7条7丁目2番18号
- 4 落札金額
2,160,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年12月5日付け北海道石狩教育庁告示第158号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第36号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年3月17日（火曜日）

平成27年3月17日

北海道教育庁石狩教育局長 村上明寛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
カーテン 一式
- 2 落札を決定した日
平成27年1月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 大丸藤井株式会社
(2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 4 落札金額
3,000,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年12月5日付け北海道教育庁石狩教育局告示第161号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年3月17日

北海道教育庁石狩教育局長 村上明寛

- 1 落札に係る物品等の名称（1台1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）及び数量
(1) 複写機賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）
(2) 調達台数及び調達予定枚数 27台及び1月当たり256,769枚
- 2 落札を決定した日
平成27年3月5日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社玉柳
(2) 住所 小樽市入船3丁目16番18号
- 4 落札金額
基本料金 一式 0円

<p>1 枚当たりの複写料金 0.65円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成27年1月20日付け北海道教育庁石狩教育局告示第4号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室</p> <p>(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目</p>	<p>第19条の2第13号中「その他生活安全警察に係る来日外国人（日本の国内にいる外国人から定着居住者、在日米軍関係者及び在留資格不明の者を除いた者をいう。以下同じ。）による犯罪の捜査」を削る。</p> <p>第19条の4を削る。</p> <p>第20条の3中第4号を削り、第5号を第4号とする。</p> <p>第20条の16に次の1号を加える。</p> <p>(7) 暴力団犯罪被害者等に対する保護対策に関すること。</p> <p>第20条の17第2号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同条第3号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。</p> <p>第26条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。</p> <p>(6) 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること。</p> <p>(7) 前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。</p> <p>第33条の12を第33条の13とし、第33条の9から第33条の11までを1条ずつ繰り下げる。</p> <p>第33条の8第2項中「宅」を「警察本部庁舎の管理及び宅」に改め、同条を第33条の9とし、第33条の7の次に次の1条を加える。</p> <p>(庁舎管理室)</p>
<p>道 公 安 委 員 会 規 則</p>	
<p>北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成27年3月17日</p> <p style="text-align: right;">北海道公安委員会委員長 横 内 龍 三</p> <p>北海道公安委員会規則第4号</p> <p>北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第36条の5」を「第36条の6」に改める。</p> <p>第5条中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第16号までを2号ずつ繰り上げる。</p> <p>第17条中「5課及び生活安全特別捜査隊」を「6課」に、「生活安全企画課」を「生活安全企画課」に改める。</p> <p>子供・女性安全対策課</p> <p>第18条第5号を次のように改める。</p> <p>(5) 生活安全特別捜査隊に関すること。</p> <p>第18条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。</p> <p>第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。</p> <p>(子供・女性安全対策課)</p> <p>第18条の2 子供・女性安全対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関すること。</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の運用に関すること。</p> <p>(3) 行方不明者、迷い子等の保護に関すること。</p> <p>(4) 子供及び女性に係る性犯罪等の前兆事案の取締りに関すること。</p> <p>第19条の2第13号中「その他生活安全警察に係る来日外国人（日本の国内にいる外国人から定着居住者、在日米軍関係者及び在留資格不明の者を除いた者をいう。以下同じ。）による犯罪の捜査」を削る。</p> <p>第19条の4を削る。</p> <p>第20条の3中第4号を削り、第5号を第4号とする。</p> <p>第20条の16に次の1号を加える。</p> <p>(7) 暴力団犯罪被害者等に対する保護対策に関すること。</p> <p>第20条の17第2号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同条第3号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。</p> <p>第26条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。</p> <p>(6) 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報の収集及び整理その他当該活動に関する警備情報に関すること。</p> <p>(7) 前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。</p> <p>第33条の12を第33条の13とし、第33条の9から第33条の11までを1条ずつ繰り下げる。</p> <p>第33条の8第2項中「宅」を「警察本部庁舎の管理及び宅」に改め、同条を第33条の9とし、第33条の7の次に次の1条を加える。</p> <p>(庁舎管理室)</p> <p>第33条の8 総務部施設課に、庁舎管理室を附置する。</p> <p>2 庁舎管理室においては、警察本部庁舎の管理に関する事務を行う。</p> <p>第35条の2を次のように改める。</p> <p>(生活安全特別捜査隊)</p> <p>第35条の2 生活安全全部生活安全企画課に、生活安全特別捜査隊を附置する。</p> <p>2 生活安全特別捜査隊においては、生活安全関係事犯の捜査に関する事務を行う。</p> <p>第35条の3を削り、第35条の4を第35条の3とし、第35条の5から第35条の8までを1条ずつ繰り上げ、第35条の9の前に次の1条を加える。</p> <p>(特殊詐欺対策室)</p> <p>第35条の8 刑事部捜査第二課に、特殊詐欺対策室を附置する。</p> <p>2 特殊詐欺対策室においては、第20条の10第1号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺の捜査に関する事務を行う。</p> <p>第35条の13第2項中「交通反則通告」を「交通反則通告制度」に改める。</p> <p>第36条の3を次のように改める。</p> <p>(サイバー攻撃対策室)</p> <p>第36条の3 警備部公安第一課に、サイバー攻撃対策室を附置する。</p> <p>2 サイバー攻撃対策室においては、サイバー攻撃に係る情報収集、犯罪の捜査及びサイバー攻撃の対策に関する事務を行う。</p>	

第36条の5を第36条の6とし、第36条の4を第36条の5とし、第36条の3の次に次の1条を加える。

(外事情報対策室)

第36条の4 警備部外事課に、外事情報対策室を附置する。

2 外事情報対策室においては、外事情報に関する事務を行う。

第37条第2項中「生活安全特別捜査隊」を「生活安全企画課」に改める。

第37条の3（見出しを含む。）、第37条の4及び第37条の5中「庶務課」を「企画課」に改める。

第46条第2項中「生活安全企画課」の次に「、子供・女性安全対策課」を加え、「、サイバー犯罪対策課及び生活安全特別捜査隊」を「及びサイバー犯罪対策課」に改める。

第51条第7項中「交通反則通告」を「交通反則通告制度」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
